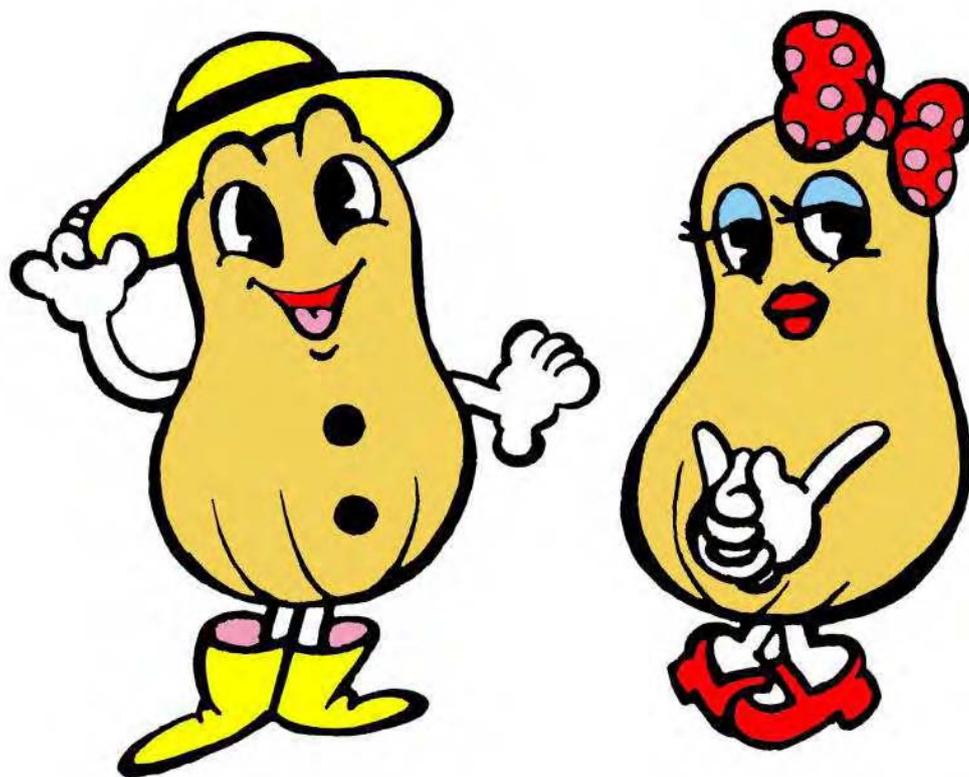


第 2 次 八 街 市 行 財 政 改 革 プ ラ ン

【平成 2 7 年 度 ～ 平 成 3 1 年 度】



ピーちゃん

ナツちゃん

八 街 市

(平成 2 7 年 4 月)

目 次

I. はじめに	1
II. 八街市の現状と課題	2
(1) 人口の動向	2
(2) 財政の推移	3
① 普通会計の推移	3～4
② 経常収支比率の推移	5
③ 基金残高の推移	6
④ 市債残高の推移	7
(3) 職員数等の推移	8
① 職員数の推移	8
② 職員の年齢構成	9
③ 給与水準の推移	10
(4) 中期的な財政見通し	11
III. プランの基本的な考え方	12
(1) 総合計画と行財政改革プラン	12
(2) プラン策定の目的	12
(3) プランの期間	12
(4) 施策の進め方と進行管理	13
IV. プランの基本方針	13
V. 行財政改革の具体的施策	14
1. より効率的な組織の構築と人事管理の見直し	14
(1) 効率的な組織の構築	14
(2) 人事管理の見直し	14
2. 創意と工夫による事務事業の見直しと財政の健全化	15
(1) 事務事業の見直し	15
(2) 財政の健全化	16
3. 市民との連携による協働のまちづくりの推進と 行政サービスの向上	17
(1) 協働のまちづくりの推進	17
(2) 行政サービスの向上	17
VI. 具体的改革項目	18～23
資料：これまでの取り組み概要	24～36

I. はじめに

我が国では、経済情勢が依然として予断を許さない一方で、世界にも類を見ない速さで高齢化が進行するとともに、今後は人口構造の変化に伴った急速な人口減少が確実視されています。

また、地方分権の進展により、自主性・自立性を高めた行財政運営への転換が求められています。

本市も例外ではなく、生産年齢人口の減少による市税収入の減や社会保障関連経費等の増大により財政は逼迫ひつぱくしている一方で、市民の皆さまからの行政に対するニーズは、さらに高度化・多様化してきております。

このため、限られた財源の中で「最少の経費で最大の効果」という行財政運営をさらに推進しながら、市民の視点に立って必要な行政サービスを提供していくことが求められています。

本市では、これまでも平成18年3月に策定した八街市集中改革プラン、平成23年3月に策定した八街市行財政改革プランに基づき、行財政改革を推進し、事務事業の見直しなどに取り組んできましたが、今後も、市税収入等の確実な確保に全力で取り組むとともに、限られた財源を有効に活用して、行政サービスをより効果的かつ効率的に提供していくためには、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。

このような状況の下、新しい時代にふさわしいまちづくりを進めるため、新たな八街市総合計画2015の策定に合わせ、『第2次八街市行財政改革プラン』を策定いたしました。

この行財政改革プランを基本に、行財政運営の透明性を高め市民に対する説明責任を果たしつつ、市民の理解を得られる行財政改革を推進してまいります。

Ⅱ. 八街市の現状と課題

(1) 人口の動向

本市の人口は、平成18年をピークに年々減少を続けており、平成27年4月に策定した『八街市総合計画2015』では、平成37年の人口を68,000人と想定しています。

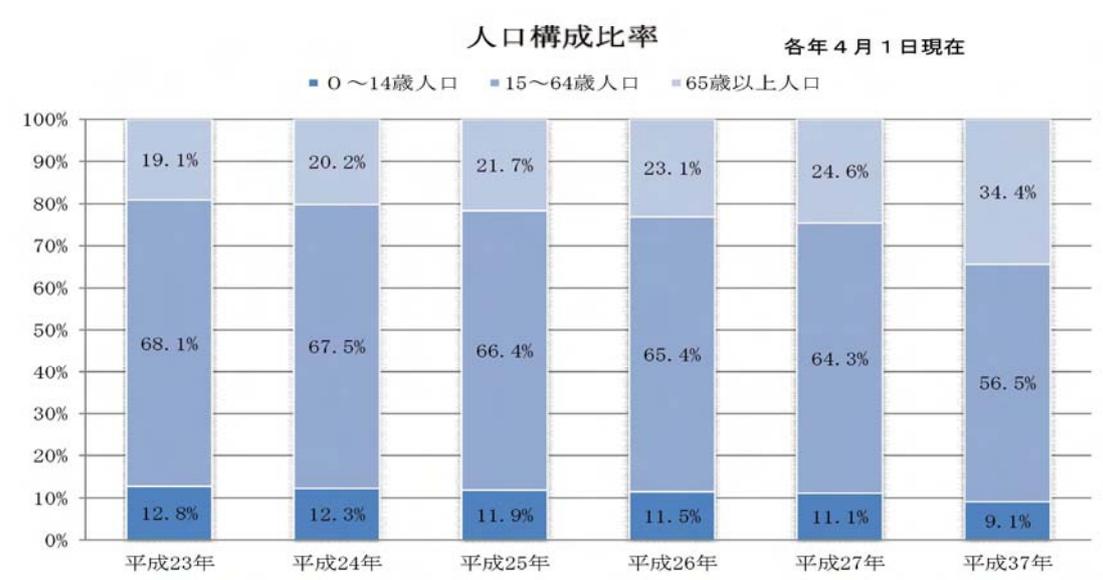
また、人口構成比率を見ると、0～14歳人口と15～64歳人口が減少している一方で、65歳以上人口だけが著しく増加しており、今後、少子高齢化がさらに進んでいくものと考えられます。

3区分別人口（各年4月1日現在）

単位：人

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
0～14歳人口	男性	4,965	4,740	4,508	4,339	4,170
	女性	4,787	4,568	4,371	4,168	3,983
	計	9,752	9,308	8,879	8,507	8,153
15～64歳人口	男性	26,952	26,471	25,797	25,238	24,556
	女性	24,860	24,441	23,782	23,118	22,502
	計	51,812	50,912	49,579	48,356	47,058
65歳以上人口	男性	6,632	6,973	7,437	7,965	8,500
	女性	7,936	8,248	8,728	9,128	9,509
	計	14,568	15,221	16,165	17,093	18,009
合 計	男性	38,549	38,184	37,742	37,542	37,226
	女性	37,583	37,257	36,881	36,414	35,994
	計	76,132	75,441	74,623	73,956	73,220

資料：市民課



資料：平成27年まで市民課・平成37年は市総合計画将来人口フレーム

(2) 財政の推移

① 普通会計の推移

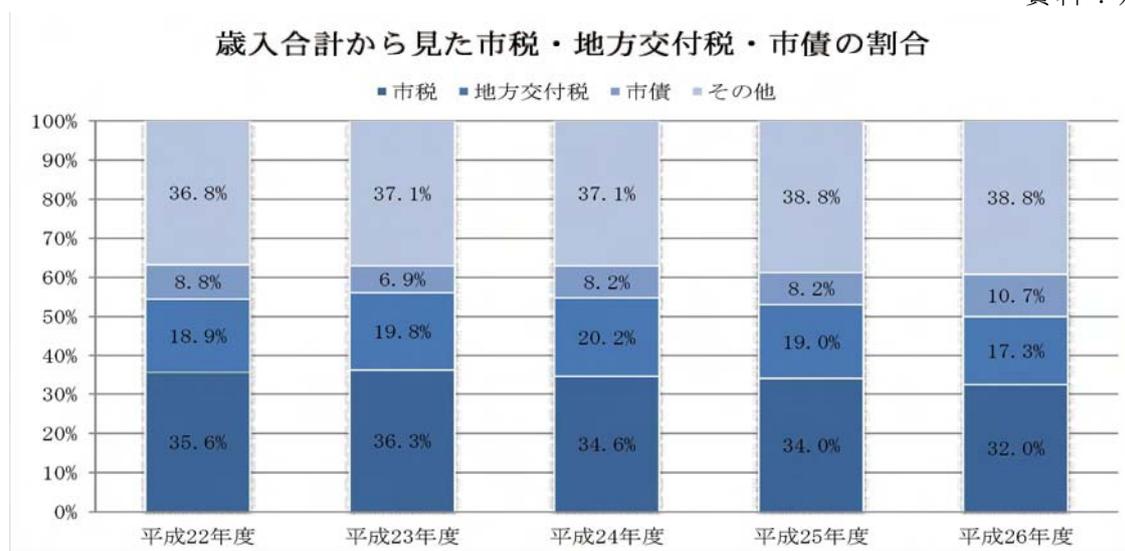
歳入は、生産年齢人口の減少により歳入の根幹をなす市税の収入増加を見込みにくく、依然として地方交付税や市債などに頼らなければならない状況が続いています。

普通会計歳入決算額

単位：千円

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市税	7,031,997	7,130,378	6,952,341	7,058,931	7,144,241
地方譲与税	223,103	217,389	203,963	194,137	185,130
各種交付金	887,984	837,255	748,993	826,590	929,479
地方交付税	3,720,694	3,882,658	4,067,041	3,950,427	3,866,361
分担金及び負担金	9,291	7,579	6,649	7,277	7,706
使用料及び手数料	476,202	462,135	463,469	542,287	473,947
国庫支出金	3,005,560	2,985,397	3,019,510	3,358,180	4,059,409
県支出金	1,103,115	1,163,755	1,354,950	1,542,626	1,513,246
財産収入	12,877	11,864	6,257	15,159	13,314
寄附金	8,164	1,521	1,183	4,383	4,985
繰入金	342,089	611,880	786,938	616,455	780,922
繰越金	497,348	275,630	178,706	225,906	162,811
諸収入	674,787	684,816	682,028	705,067	773,038
市債	1,734,700	1,353,400	1,645,700	1,698,000	2,377,400
歳入合計	19,727,911	19,625,657	20,117,728	20,745,425	22,291,989

資料：財政課



歳出は、義務的経費である扶助費や繰出金といった経費が増加しており、財政の硬直化が進んでいます。

普通会計性質別歳出決算額

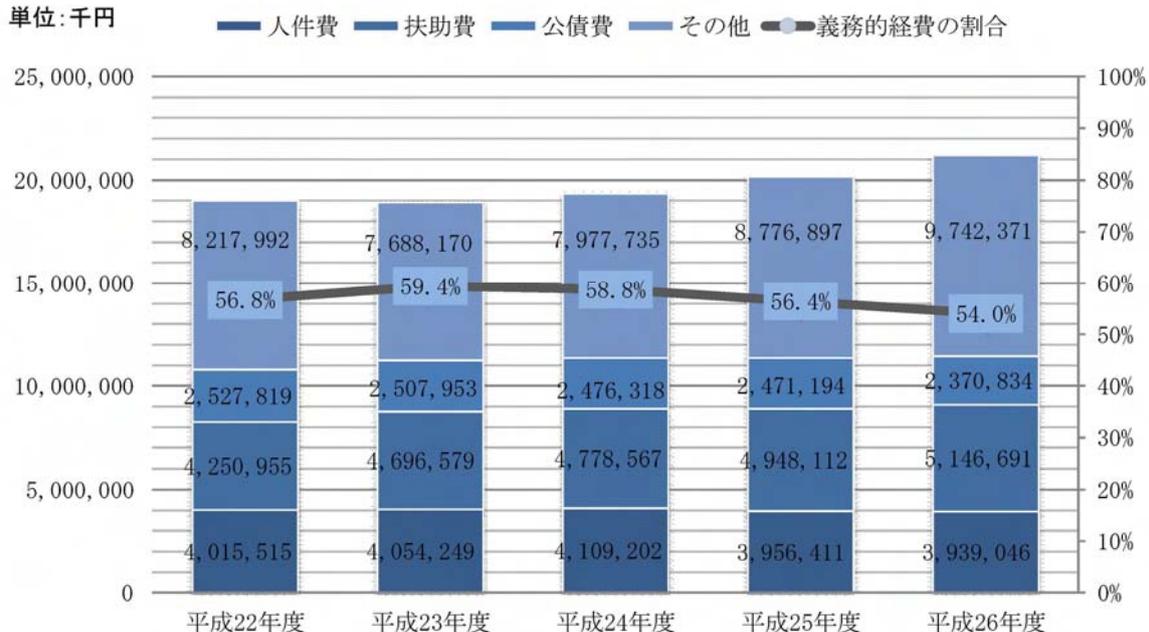
単位：千円

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	4,015,515	4,054,249	4,109,202	3,956,411	3,939,046
扶助費	4,250,955	4,696,579	4,778,567	4,948,112	5,146,691
公債費	2,527,819	2,507,953	2,476,318	2,471,194	2,370,834
物件費	2,792,047	2,920,310	2,891,628	2,909,019	2,893,475
維持補修費	193,654	183,896	153,156	133,104	142,372
補助費等	1,941,513	1,928,269	1,928,117	2,040,381	2,072,163
投資及び出資金・貸付金	120,360	121,789	118,840	93,183	79,724
繰出金	1,726,472	1,758,134	1,771,383	1,850,690	1,909,155
積立金	14,783	5,199	17,897	33,574	5,765
普通建設事業費	1,427,851	756,990	1,096,714	1,711,203	2,620,374
災害復旧事業費	1,312	13,583		5,743	19,343
歳出合計	19,012,281	18,946,951	19,341,822	20,152,614	21,198,942

資料：財政課

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の推移

単位：千円



② 経常収支比率の推移

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを見るもので、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられます。

本市は、平成12年度の78.5%を境に上昇を続け、近年では95%前後という高水準で推移しており、財政構造の硬直化が進んでいます。

普通会計

単位：千円

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 経常一般財源総額 ※	12,962,029	12,906,805	12,736,550	12,921,908	12,897,506
② 経常経費充当一般財源	11,998,836	12,202,773	12,160,274	12,384,164	12,242,269
経常収支比率 (②/①)	92.6%	94.5%	95.5%	95.8%	94.9%

※経常一般財源総額には、臨時財政対策債が含まれています。

資料：財政課



③基金残高の推移

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けるものです。

特に、財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金ですが、予期しない収入減少や、災害等の不測の支出増加に備えておくべきものであり、長期的視野に立った運用を行っていく必要があります。

本市の基金は、財政調整基金の計画的な積み立てに努めた一方で、他の基金を取り崩さねばならない状況にあったことから、基金全体の残高が年々減少し、平成26年度末の残高は、11億5千230万8千円まで減少しています。

普通会計基金年度末残高

単位：千円

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
財政調整基金	945,464	1,289,065	1,127,352	1,206,511	1,005,683
減債基金	28,594	28,618	18,642	8,658	8,666
その他の特定目的基金 ※	1,341,607	388,546	306,127	261,300	137,959
合 計	2,315,665	1,706,229	1,452,121	1,476,469	1,152,308

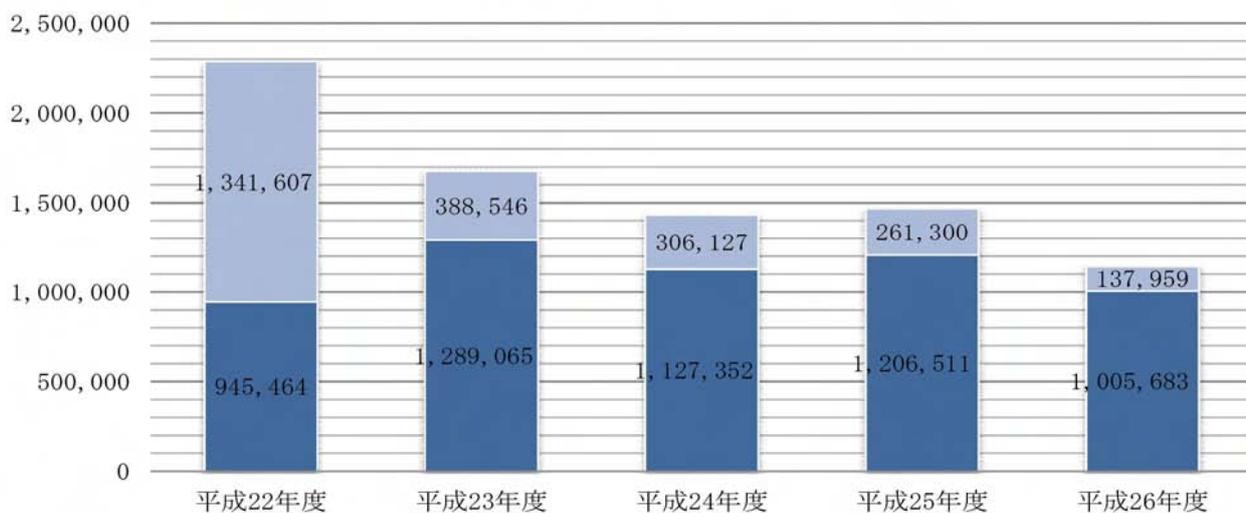
※その他の特定目的基金は、塵芥処理施設建設改良基金、し尿処理基金、用排水路建設改良基金、教育施設建設改修基金、青少年育成基金、地域振興基金、地域福祉基金、まちづくり基金などです。

資料：財政課

基金年度末残高

単位：千円

■ 財政調整基金及び減債基金 ■ その他の特定目的基金



④市債残高の推移

本市は、都市基盤を整備するため、建設債や臨時財政対策債などの市債を発行しています。市債残高は、平成18年度末では235億4千600万円ありましたが、平成26年度末では187億1千999万7千円まで減少しています。

市債の過度な発行は、後年度における負担の増大を招き、財政面へも影響を及ぼすこととなるため、慎重に行う必要があります。

普通会計市債発行額等

単位：千円

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市債発行額	1,734,700	1,353,400	1,645,700	1,698,000	2,377,400
元金償還額	2,196,956	2,199,240	2,192,223	2,218,483	2,147,324
市債年度末残高	20,402,767	19,556,927	19,010,404	18,489,921	18,719,997

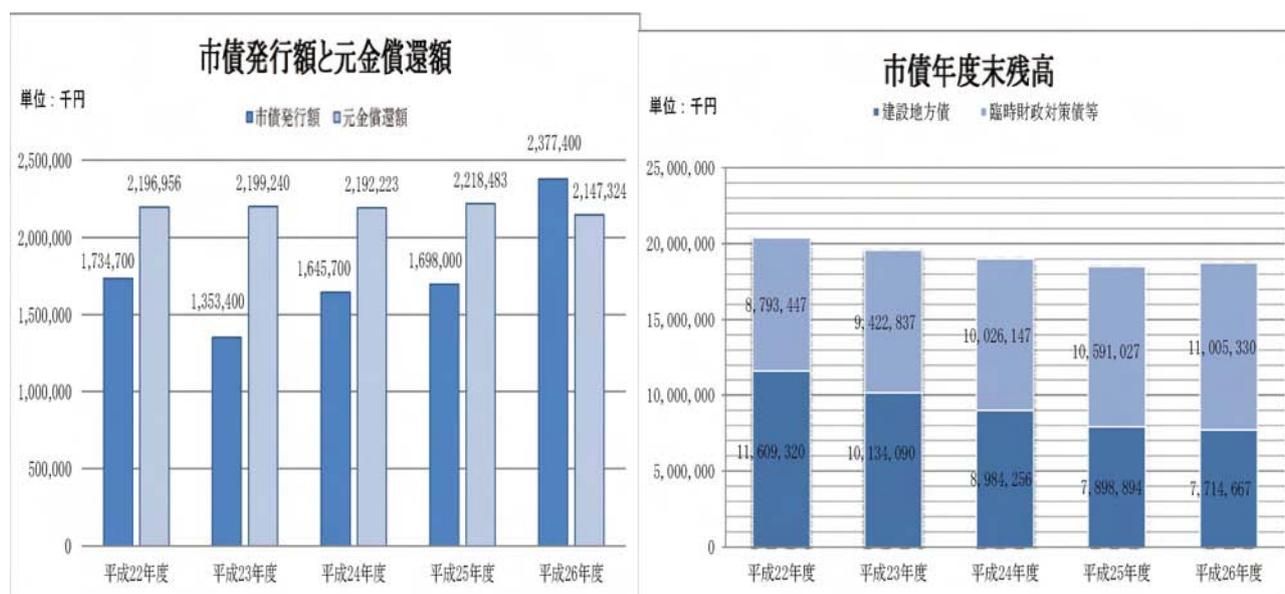
普通会計市債年度末残高の内訳

単位：千円

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
建設地方債	11,609,320	10,134,090	8,984,256	7,898,894	7,714,667
臨時財政対策債等 ※	8,793,447	9,422,837	10,026,147	10,591,027	11,005,330
合 計	20,402,767	19,556,927	19,010,404	18,489,921	18,719,997

※臨時財政対策債等は、臨時財政対策債、減税補填債及び減収補填債の合計です。

資料：財政課



(3) 職員数等の推移

①職員数の推移

平成17年4月に策定した定員適正化計画(平成17年度～21年度)に基づき、職員定員の適正化に取り組んだ結果、平成17年4月現在の職員数608人に対して、平成22年4月現在の職員数は52人減の556人となりました。

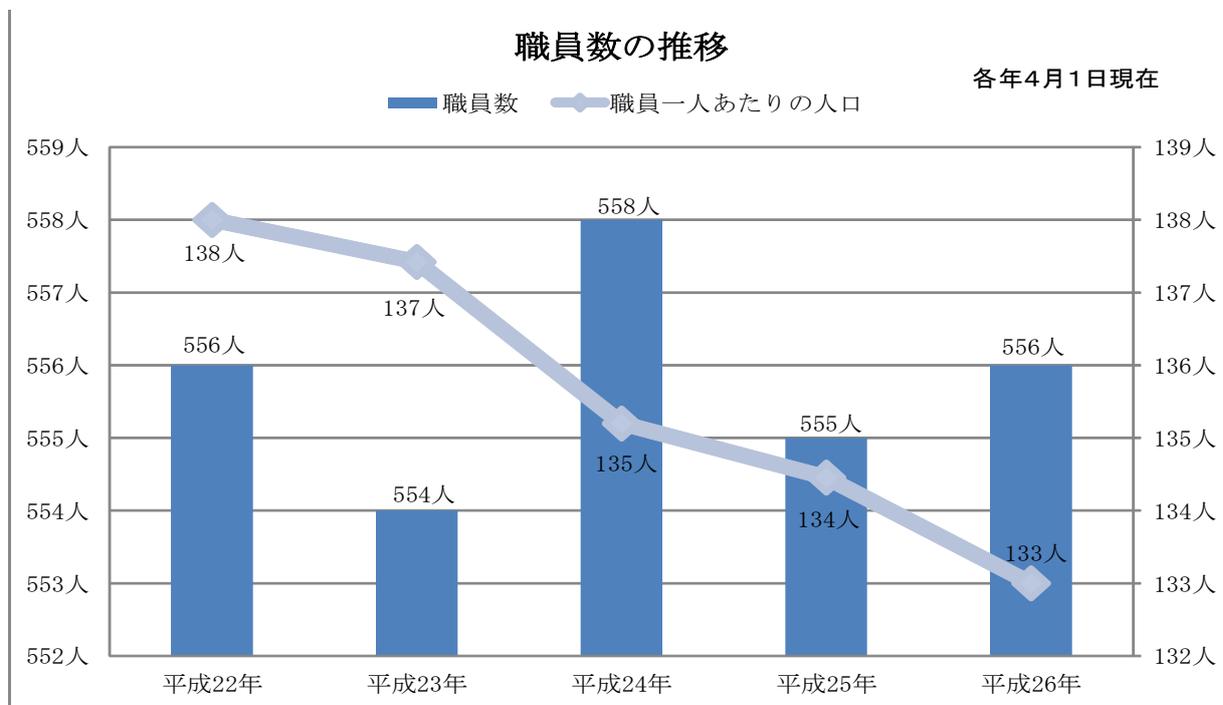
現在は、行政サービスに影響が出ないように、事務量と職員数のバランスに配慮しているため、新規採用職員数は退職者数分を補充するに留めていますが、人口が年々減少していることから、職員一人あたりの人口も減少傾向にあります。

なお、本市には市立保育園が6園、市立幼稚園が3園あり、平成27年4月現在の市立保育園と市立幼稚園を合わせた職員数は107人で、全職員数の約20%を占めています。

職員数等 (各年4月1日現在)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
職員数	556人	554人	558人	555人	556人
職員一人あたりの人口	138人	137人	135人	134人	133人

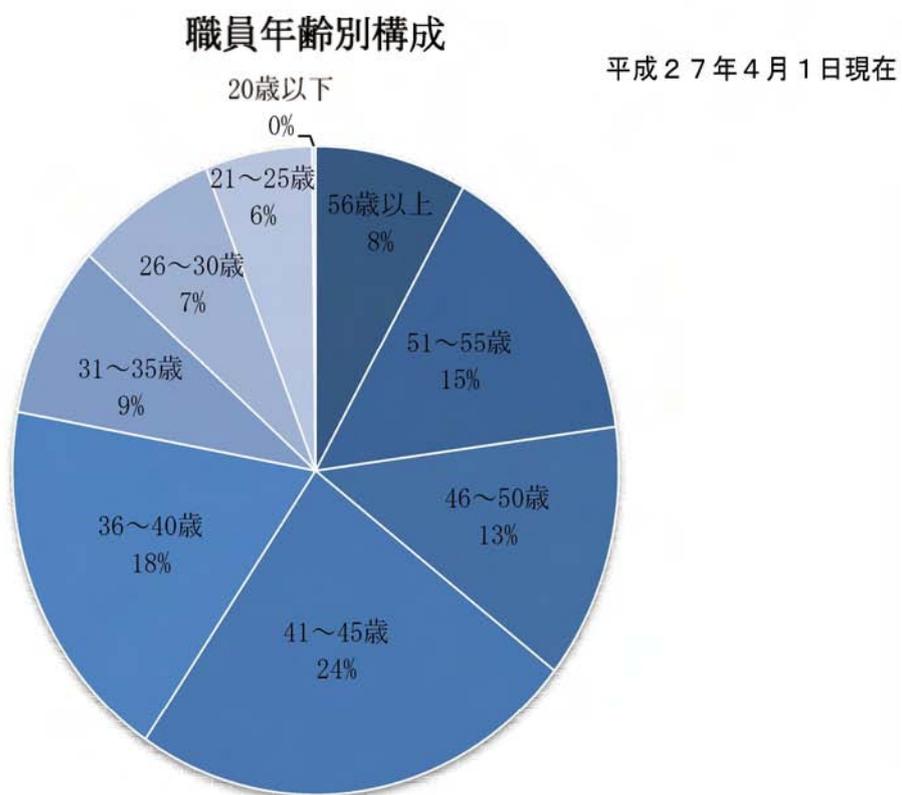
資料：総務課



②職員の年齢構成

平成27年4月1日現在の職員年齢別構成は、40歳代以上の職員が、全体の65%を超えており、なかでも41歳から45歳までの職員数が全体の24%を占めています。この年代の職員が定年退職を迎えるころに人件費が一時的に増加することが予測できます。

また、この年代の職員が定年退職した後には、人件費が抑制される一方で、経験や知識が豊かな職員が減少すると考えられることから、市民サービスの低下につながらないように配慮する必要があります。



資料：総務課

③給与水準の推移

ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）の俸給月額を100として計算した指数です。

本市は、千葉市を除く県内市の平均より低く、全国市平均とは同様の数値となっていますが、類似団体平均と比較した場合には0.5～1.0ポイントほど本市が上回っています。

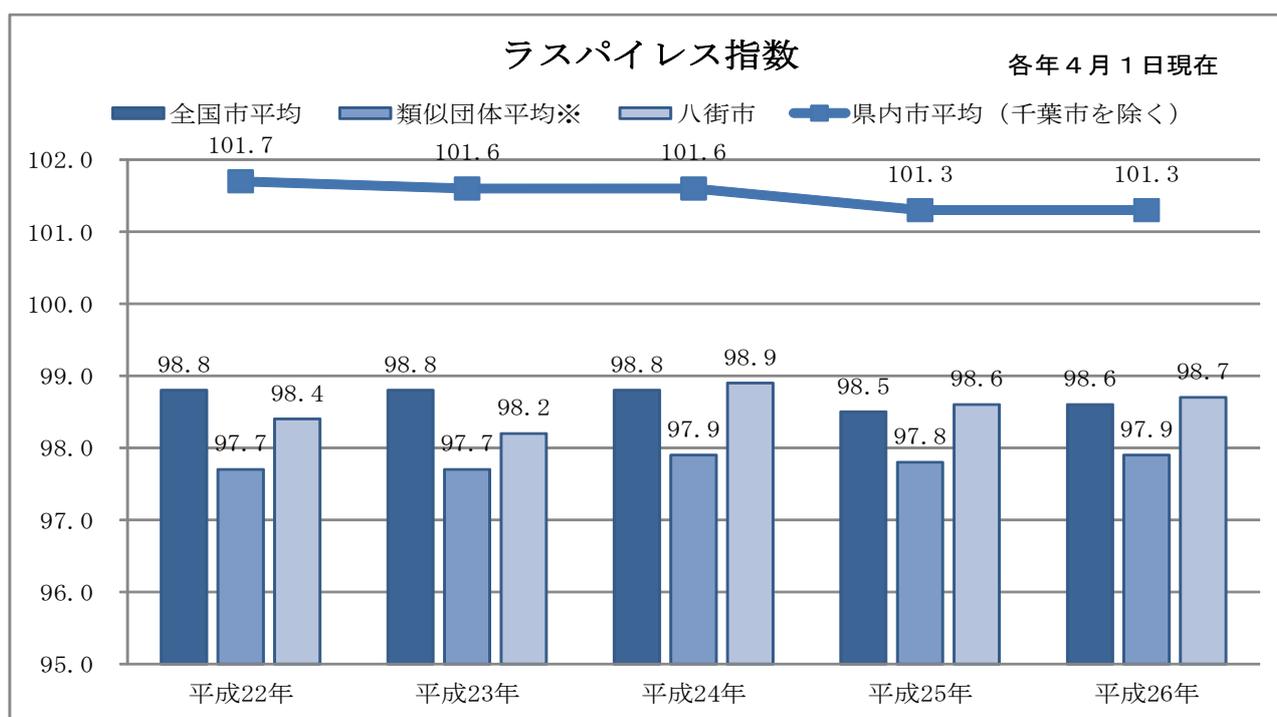
ラスパイレス指数の推移

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全国市平均	98.8	98.8	98.8	98.5	98.6
県内市平均（千葉市を除く）	101.7	101.6	101.6	101.3	101.3
類似団体平均 ※	97.7	97.7	97.9	97.8	97.9
八街市	98.4	98.2	98.9	98.6	98.7

※類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

注意：平成24年度と平成25年度のラスパイレス指数は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の参考値です。

資料：総務課



(4) 中期的な財政見通し

本市の平成26年度決算における財政状況を見ると、歳入においては、市税が前年度と比較して1.2%の増となるなど、国庫支出金や地方債などを合わせ、全体で7.5%の増となりましたが、歳出においては、朝陽小学校改築事業等による普通建設事業が53.1%、臨時福祉給付金給付事業等に伴う扶助費が4%の増となるなど、全体で5.2%の増となりました。

また、経常収支比率が前年度より0.9%改善し、94.9%となったものの、依然として財政の硬直化が進んでいる状況です。

財政調整基金については、標準財政規模の概ね10%の基金を確保しておく必要がありますが、平成27年度末における残高見込みは、約16億6百万円となっています。

本市の財政見通しは、生産年齢人口が年々減少している中、市税収や地方交付税などの歳入増加が見込みにくくなっている一方、榎戸駅整備事業費、北総中央用土地改良事業の負担金、老朽化が進む公共施設の改修費、社会保障関連経費など、大幅な歳出の増加が見込まれ、非常に厳しい財政状況が続くものと予想されます。

そこで、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供していくためには、『最少の経費で最大の効果』をあげることが求められます。そのためには、歳入の確保に全職員が今まで以上に創意工夫し、すべての事務事業の見直しに努め、歳入に見合った歳出編成への転換を図り、引き続き、持続可能で効率的かつ効果的な財政運営をする必要があります。

Ⅲ. プランの基本的な考え方

(1) 総合計画と行財政改革プラン

本市では、「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」を将来都市像とした『八街市総合計画2015』を平成27年4月に策定し、時代の潮流の変化や多種多様化する市民ニーズに的確に対応した、新しい時代にふさわしいまちづくりの実現を目指しています。

また、新しい総合計画の基本構想・基本計画では、将来都市像の実現に向けた施策の一つとして「効率的な行財政運営」が掲げられています。

この新しい総合計画の基本計画に示された、具体的な取組みを促進するため、第2次八街市行財政改革プランを策定するものです。

(2) プラン策定の目的

本市では、これまでも行財政運営のあり方を見直し、その効率化に努めてきました。

今回、本市総合計画の基本構想・基本計画が、新たに策定されたことに伴い、新しい総合計画に基づいた効率的な行財政運営をさらに推進するため、本市における行財政改革のあり方、方向性及び具体的施策を示した行財政改革プランを策定し、持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

(3) プランの期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とし、八街市総合計画2015前期基本計画の期間との整合性を図ります。

(4) 施策の進め方と進行管理

本市にとって行財政改革は、厳しい財政状況の中、着実、継続的に取り組まなければならない重要な課題です。

そこで、限られた財源を有効活用し、市民の視点に立って必要な行政サービスを、より効果的かつ効率的に提供することができるよう、引き続き、持続可能な財政運営と効率的な行政システムの確立を目指します。

また、このプランに掲げた施策を推進するためには、進行管理が重要であり、計画(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－改善(Action)のマネジメントサイクルに基づいた行政評価を活用した進行管理の改善に努めます。

このため、八街市行財政調査会において進行状況を確認するとともに、八街市行財政改革推進本部へ定期的に報告し、意見等を得ながら積極的に行財政改革に取り組みます。

また、改革項目の追加・修正等については、弾力的な対応を図ります。

IV. プランの基本方針

本市の行財政を取り巻く環境は、厳しさを増すとともに大きく変化していることから、本プランと開始年度を同じくする新しい総合計画の基本計画に示された具体的な取組みを推進するためには、限られた財源を重点的・効果的に配分するなど、より一層の効率的な行財政運営に努めなければなりません。

そこで『八街市集中改革プラン』及び『八街市行財政改革プラン』（平成23年3月策定）で掲げてきた基本方針を踏まえるとともに、本市における現状や課題等を考慮し、次の基本方針に基づき行財政改革に取り組みます。

【 基 本 方 針 】

- ① 安定的な歳入の確保のために、歳入の根幹である市税の確保に努めるとともに、受益者が限定される使用料・手数料等については、公平で相応な受益者負担を実現する。
- ② 現行の事務事業全般にわたり、費用対効果の分析や執行方法等について行政評価を実施し、効率的な行財政運営を推進する。
- ③ 市が直接実施するよりも効率的・効果的なサービスが提供できるものについては、官と民の役割分担を明確にし、民間活力を積極的に活用する。

V. 行財政改革の具体的施策

この行財政改革プランでは、本市の課題を解決するための具体的な取り組みとして、施策や事業を整理し、行財政改革を計画的に進めるため、次の施策に沿って事業を展開します。

1. より効率的な組織の構築と人事管理の見直し

(1) 効率的な組織の構築

①組織・機構の見直し

抜本的に事務事業を見直し、組織の統廃合・合理化に努め、多様化する行政需要に効率的、柔軟に対応する少数精鋭による組織を構築します。

また、職員の配置に当たっては、事務事業に見合った適正な配置に努めます。

②民間委託等の推進

民間事業者が実施することで経費節減やサービスの維持・向上が図れる場合は、行政が担うべき役割を精査した上で、サービスの維持・向上に留意し、指定管理者制度の導入や民間委託の推進を図ります。

③保育園・学校等適正配置の推進

少子化によって今後、現状のままでの運営が困難となることが見込まれる保育園や学校等について、効率的な運営や良好な環境を確保するため、様々な観点から適正規模、適正配置などについて検討します。

(2) 人事管理の見直し

①定員管理の適正化

これまで、定員管理の適正化を図るため、平成17年4月に定員適正化計画を策定し、地方分権による権限移譲や行政に対するニーズの変化に対応しながらも、目標を上回る職員数の削減を達成してきました。

今後も、事務の合理化に努め、類似団体との比較による分析を行うとともに、将来の動向を見極め、行政サービスに影響が出ないよう事務量と職員数のバランスにも配慮しながら、平成27年3月に策定した八街市定員管理計画に基づき、適正な定員管理に取り組みます。

②人材育成の推進

地方自治体の業務内容が多様化、複雑化してく中、職員のさらなる資質の向上や意識改革が求められています。そのため、職員の研修機会を拡充し、実務遂行能力の強化を図ります。

また、人事評価制度により、職員が業務に当たり発揮した能力及び挙げた業績

を把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成に取り組みます。

③職員給与制度の適正化

給与については、これまでも各種手当の減額など積極的に取り組んできました。結果、千葉市を除く県内市の平均と比べ低い水準となっています。

今後も職務能率の向上を図るため、能力や勤務実績を重視した給与体系を推進し、人事院勧告等を踏まえるとともに、ラスパイレス指数等による国・県・類似団体等とのバランスを図り、適正な給与制度の運用に努めます。

2. 創意と工夫による事務事業の見直しと財政の健全化

(1) 事務事業の見直し

①行政評価制度の充実

効率的な行財政システムの構築、職員の意識改革を図るため、政策、施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性や効率性などの評価を行う行政評価制度の充実に努めます。

また、さらなる改善を促すため、外部評価を実施し、客観性や透明性を確保し、事務事業の合理化を図ります。

②使用料・手数料の適正化

施設の利用の対価である使用料や、特定の者に対する役務提供の対価である手数料など、行政サービスの受益者が限定されるものについては、社会経済状況の変化や利用する人と利用しない人との均衡などを考慮し適宜見直します。

③一般廃棄物処理の適正化

焼却施設の維持管理経費の削減や将来必要となる施設の更新に係る経費の抑制、また、最終処分場の埋立量の減量化を図るため、一般廃棄物の排出量の抑制や再生利用を推進するとともに、排出量に応じた負担の公平性の確保に努めます。

(2) 財政の健全化

①市税等の確保

歳入の根幹である市税の収納率は低い水準にあり、現年課税分及び滞納繰越分の収納率は、平成10年度に80%（※1）を割り込み、その後も低下傾向が続き、平成26年度では79.2%（※2）という状況にあります。

本市では、副市長を本部長とする「八街市市税等徴収対策本部」を設置し、「市税等の徴収対策の強化に関する基本方針」及び「実施計画」を策定し、様々な手法を用いて徴収の強化に努めてきました。引き続き、基本方針に基づき、市税及び国民健康保険税の収納率の向上と滞納繰越額の縮減を喫緊の課題と位置づけ、

実施計画に掲げた基本事項を全職員共通認識の下、強力に推進し、併せて自主財源の確保及び税負担の公平性を図ります。

(※1) 平成10年度 現年度課税分及び滞納繰越分79.5%

(※2) 平成26年度 現年度課税分95.7% 滞納繰越分14.8%

②補助金の適正化

補助金については、補助対象事業、補助限度額、補助率などを制度化し、事業の目的を明確にしたところですが、その必要性や効果等を検証し、補助事業の見直し、改善を図ります。

また、補助金審査会や監査委員、行財政調査会等による審査を実施し、事業の必要性の低いものや、事業主体の自主性・主体性の発揮が見込めないものは廃止します。

③財政指標の改善

健全な財政運営を継続していくために、様々な財政指標の改善は欠かせませんが、とりわけ財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、本市は近年95%前後を推移しており財政構造は硬直化しております。

今後も厳しい財政状況が続くと予測されるため当面は90%以下とすることを目標に一般財源の確保と経常経費の削減に努め、経常収支比率の抑制を図ります。

④公共施設等の適正管理・有効活用

庁舎をはじめ、市が保有する施設のほとんどが20年以上経過しており、将来における維持管理の負担が大きくなると懸念されます。

市が保有する施設は、今後、人口減少等による利用需要の変化が予想されることから、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点に立って計画的に維持管理を行います。

また、効果的に活用されていない未利用地等については、売却や貸付等、有効活用をします。

⑤統一的な基準による地方公会計の整備

現行の予算・決算制度は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から現金主義会計を採用しています。現行制度では、資産や負債といった情報を十分に把握することができず、財政の透明性という点では情報が不十分でありました。

そこで、統一的な基準による地方公会計へ移行することにより、財政の透明性を高め、将来発生するコストの把握とともに、固定資産台帳の整備による正確な資産額の把握に努め、財政の効率化・適正化を図ります。

⑥公営企業の経営健全化

公営企業が市民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続することは、地方公共団体にとって重要な課題です。引き続き公営企業として事業

を行うには、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要であるため、中長期的な経営の基本計画を策定し、経営基盤の強化に取り組みます。

⑦公営企業会計の適用の推進

下水道事業を将来にわたり安定的に提供していくため、公営企業会計を適用し、自らの経営・資産等を正確に把握し、より計画的な経営基盤の強化に努めます。

⑧公共交通体系の見直し

ふれあいバスについては、利用者ニーズ等を調査・検証した上で、八街市地域公共交通協議会において見直し、再編を検討します。

また、運行体系の再編等による新たな交通システムの導入の可能性についても検討します。

3. 市民との連携による協働のまちづくりの推進と 行政サービスの向上

(1) 協働のまちづくりの推進

本市の目指す将来都市像を実現するためには、地域が一体となって高齢者の見守りや子育て、環境美化、防災・防犯活動など様々な分野の地域活動を行っていくことが必要です。このようなことから、市民と行政が連携・協力して取り組む協働のまちづくりを推進します。

(2) 行政サービスの向上

市民の視点に立った分かりやすく利用しやすい行政サービスを提供するため、利便性の向上、窓口サービスの向上、行政情報の積極的な発信を推進するとともに、職員一人ひとりが市民にとって真に必要なサービスを適切かつ迅速に提供できるようさらなる意識改革に努めます。

また、社会保障・税番号制度の導入を踏まえ、コンビニにおける各種証明書の交付など、行政手続きのオープン化・アウトソーシングによる利用者の利便性の向上につながるよう業務方法の見直しを行います。

Ⅵ. 具体的改革項目

1. より効率的な組織の構築と人事管理の見直し

(1) 効率的な組織の構築

実施項目		担当課				
①	組織・機構の見直し	総務課				
実施内容	時代の変化に即応した組織の統廃合・再編により簡素で効率的な組織作りを行う。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	組織の再編	検討	実施 ・検討	→	→	→

実施項目		担当課				
②	民間委託等の推進	担当各課				
実施内容	行政サービスの民間委託及び指定管理者制度の導入にあたっては、行政が担うべき役割を精査した上で、サービスの維持向上の確保に留意し推進する。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	民間委託等の検討	検討	実施 ・検討	→	→	→

実施項目		担当課				
③	保育園・学校等適正配置の推進	担当各課				
実施内容	少子化、人口減少が進行する中、保育園・学校等について、様々な観点から適正規模、適正配置について検討を行う。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	適正配置の検討		検討	→	→	→

(2) 人事管理の見直し

実施項目		担当課				
①	定員管理の適正化	総務課				
実施内容	八街市定員管理計画に基づき、適正な職員数の管理に努める。また、次期定員管理計画を策定する。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	計画に基づく職員数(人)	542	535	533	530	
	計画の見直し・策定	継続	→	→	検討	実施

実施項目		担当課				
②	人材育成の充実	総務課				
実施内容	職員の能力開発及び意識改革を推進するため、職員は各種研修へ積極的に参加し実務遂行能力の強化を図る。また、業務に当たり発揮した能力及び業績を把握し、高い能力を持った職員の育成を行う。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	外部研修への参加及び内部研修の充実	実施	→	→	→	→
	人事評価制度の適正な運用	実施	→	→	→	→

実施項目		担当課				
③	職員給与制度の適正化	総務課				
実施内容	人事院勧告を踏まえた給料、手当の見直しを行い適正な給与制度の運用に努める。また、人事評価制度の導入に伴い、給与への反映を目指す。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	給与制度の見直し	実施	→	→	→	→
	人事評価の給与への反映		検討	実施	→	→

2. 創意と工夫による事務事業の見直しと財政の健全化

(1) 事務事業の見直し

実施項目					担当課		
①	行政評価制度の充実					行財政改革推進室	
実施内容	行政評価制度により事業の必要性、効率性、成果などを検証し目的を達成した事業の廃止・縮小、類似する事業の統合などを行い、事務事業の整理合理化を図る。						
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
	内部評価・外部評価の実施	実施	→	→	→	→	

実施項目					担当課		
②	使用料・手数料の適正化					担当各課	
実施内容	使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針に基づき、社会経済状況の変化や利用する人と利用しない人との均衡などを考慮した適正な見直しを行う。						
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
	使用料・手数料の見直し	検討	一部実施・検討	実施	→	→	

実施項目					担当課		
③	一般廃棄物処理の適正化					クリーンセンター	
実施内容	一般廃棄物の排出量の抑制や再生利用を推進するとともに、排出量に応じた負担の公平性を図る。						
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
	事業系ごみの料金の見直し	検討	実施	→	→	→	
	家庭から出る粗大ごみの有料化及び手数料見直し	検討	→	実施	→	→	
	家庭ごみに係る減量化計画及び有料化の検討	検討	検討・策定	周知・準備	→	→	

(2) 財政の健全化

実施項目		担当課				
①	市税等の確保	納税課				
実施内容	市税等の徴収対策の強化に関する「基本方針」に基づき、収納体制の強化・充実を図り、自主財源の確保及び税負担の公平性を図る。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	収納率向上のため各種方策の実施	実施	→	検討	実施	→
	目標値（現年課税分）	→	→	97.0%	目標設定	

実施項目		担当課				
②	補助金の適正化	総務課				
実施内容	すべての補助金について、その必要性や効果を検証し、見直し改善を図るとともに、事業の必要性が低いものなどは廃止する。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	補助金審査会・監査委員・行財政調査会による審査	実施	→	→	→	→

実施項目		担当課				
③	財政指標の改善	財政課				
実施内容	財政指標の一つである経常収支比率について財政構造の弾力性を確保するため、改善を目指す。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	経常収支比率の抑制				90.0%	→

実施項目		担当課				
④	公共施設等の適正管理・有効活用	財政課 行財政改革推進室				
実施内容	公共施設等の総合的かつ計画的に管理を行うため、公共施設等総合管理計画を策定するとともに、効果的に活用されていない未利用地等について、売却・貸付等を検討し有効活用を図る。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	公共施設等総合管理計画		準備	策定		
	未利用地の有効活用	検討	検討・実施	→	→	→

実施項目		担当課				
⑤	統一的な基準による地方公会計の整備	財政課				
実施内容	総務省の統一的な基準に基づく財務書類を作成し公表するとともに、コスト分析等を行い予算への有効活用を図る。 また、固定資産台帳を整備し正確な資産額の把握に努める。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	新公会計への移行		準備	移行	→	→
	固定資産台帳の整備	検討	実施	→	→	→

実施項目		担当課				
⑥	公営企業の経営健全化	水道課				
実施内容	公営企業（上水道）が市民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続するため、中長期的な計画を策定し計画に基づく経営基盤強化等に取り組む。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	計画の策定	準備	策定			

実施項目		担当課				
⑦	公営企業会計の適用の推進	下水道課				
実施内容	下水道事業について公営企業会計を適用し、より計画的な経営基盤の強化に努めるため、平成32年度からの公営企業会計の適用化に向け準備を進める。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	地方公益企業法の適用		準備	→	→	→

実施項目		担当課				
⑧	公共交通体系の見直し	企画課				
実施内容	利用者ニーズ等を調査・検証し、ふれあいバスの見直し・再編、新たな交通システムの導入について検討する。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	見直し・再編		検討	検討・実施	→	→

3. 市民との連携による協働のまちづくりの推進と行政サービスの向上

実施項目		担当課				
(1)	協働のまちづくりの推進	企画課 各担当課				
実施内容	本市の目指す将来都市像を実現するため、市民と行政が連携・協力して取り組む協働のまちづくりを推進する。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	八街市協働のまちづくり指針の策定	策定				
	協働のまちづくり条例の制定及び推進計画の策定		制定・策定	→	→	→
	各種事業の協働活動の推進	実施	→	拡充	→	→

実施項目		担当課				
(2)	行政サービスの向上	担当各課				
実施内容	市民の視点に立ったわかりやすく利用しやすい行政サービスを提供するため、利便性の向上、窓口サービスの向上、行政情報の積極的な発信を推進し、職員一人ひとりが市民にとって真に必要なサービスを適切かつ迅速に提供できるようさらなる意識改革に努める。また、社会保障・税番号制度の導入等を踏まえ、効率的な業務方法の見直しを行う。					
年次計画	活動項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	戸籍書類の24時間受付体制の向上		検討	検討・実施	→	→
	パスポート交付窓口の設置		検討	→	設置	
	個人番号カードを利用した各種証明のコンビニ交付の検討		検討	→	→	→
	図書館の新システムの導入による貸出等の利便性の向上		実施	→	→	→
	放課後子ども教室の増設		実施	→	→	→
	教育支援センター電話相談窓口の設置	実施	拡充	→	→	→
	ホームページの充実	検討	実施	→	→	→
	スマートフォン等に広報の情報発信	検討	実施	→	→	→
	総合窓口の調査研究	継続	→	→	→	→